

平成 31 年度三重県食の安全・安心確保行動計画 概要

1 行動計画策定の趣旨

「三重県食の安全・安心確保行動計画」は、「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」（以下「条例」という。）に基づき定められ、食の安全・安心確保に関する 4 つの基本的方向と実施すべき 22 の施策を示した「三重県食の安全・安心確保基本方針」に沿って、食の安全・安心に関する施策を効果的・総合的に推進するため、具体的な取組を明らかにする年度計画として策定されるものです。

2 食の安全・安心確保施策の推進体制

庁内推進体制として、条例第 11 条に基づき「三重県食の安全・安心確保推進会議」が設置されています。

また、条例第 28 条に基づき知事の附属機関として設置されている「三重県食の安全・安心確保のための検討会議」では施策を調査審議し審議結果を施策に反映させます。

なお、食の安全・安心に関する危機が発生した場合は「三重県危機管理計画」に基づき対応します。

3 令和元年度の主な取組方向

令和元年度の行動計画は、平成28年度開催の伊勢志摩サミット、平成29年度開催の「第 27 回全国菓子大博覧会・三重」および「平成30年度全国高等学校総合体育大会（インターハイ）」を経験することで蓄積された、大規模なイベントや大会等における監視指導の体制や方法等の経験を生かして、今後も観光客や来県者等の増加が見込まれる観光地の飲食店等を中心に監視指導の強化を図ります。

また、豚コレラ等家畜伝染病については、生産者等に対して発生事例を踏まえた対策の研修会等の開催と併せて、飼養衛生管理基準に基づき、個々の農場ごとにより具体的な指導を行うとともに、国等と協議をしながら、必要な対策を進めていきます。県民や食品関連事業者へは引き続き、食の安全・安心に関する正しい知識の指導・啓発に努めます。

東京 2020 オリンピック・パラリンピックの食材採用はもとより、大会開催後の国内取引や海外輸出の拡大を有利に進められるよう国際水準 G A P および水産エコラベルの認証取得を平成 30 年度に引き続き推進するとともに、消費者や食品等事業者に対する認知度向上を図るため、引き続き、G A P 食材フェア等を開催していきます。

これらの他、基本的方向ごとの主な取組は次の通りです。

基本的方向 1 食品等の生産から加工・調理・販売に至るまでの監視指導体制の充実

- ① 農薬、肥料、飼料、飼料添加物、動物および水産用医薬品の製造事業者、販売事業者および生産者への立入検査や監視指導を実施し、生産資材の適正な流通と使用を推進します。
- ② 全国的に食中毒の発生件数が多い施設や食中毒発生の際の重症化等の可能性を勘案して策定した「三重県食品監視指導計画」に基づき、食肉等の取扱施設や観光地の食品関係営業施設を重点的に監視指導します。

- ③ 食品等事業者に対して、改正のあった食品衛生法に基づき実施するH A C C Pに沿った衛生管理の取組を食品等事業者団体と連携し、推進します。
- ④ 食品等事業者に対し、「食品表示法」、米トレーサビリティ法および景品表示法等に基づいた監視指導を行います。
- ⑤ 消費者に安全な食品を提供するため、近年の収去検査結果や県民の関心等を考慮し、計画的な収去検査の他、と畜検査、食鳥検査、米の品種判別等の科学的検査および貝毒検査等を行います。
- ⑥ 豚コレラ等の家畜伝染病の発生を防止するため、生産者等に対して発生事例を踏まえた対策の研修会等を開催するとともに、農場ごとの状況に応じた、きめ細やかな防疫指導を行っていきます。
- ⑦ 有毒な魚介類が県内に流通しないよう、市場等関係者に対して有毒魚等に関する知識の習得を進めます。

基本的方向2 食品関連事業者等が主体的に食の安全・安心確保に取り組みやすい環境の整備

- ① 食品関連事業者が食の安全・安心に取り組みやすい環境を整備するため、それぞれの取組が認知されるよう県民や食品関連事業者への情報発信に努めます。
- ② H A C C Pの制度化を含む食品衛生法の一部改正や、全面施行後の「食品表示法」に即した表示への円滑な移行に向けて食品等事業者および食品等事業者団体に対し、最新の関連情報を的確に提供します。
- ③ 研修会等の開催や啓発資料の配布等により、食品関連事業者や食品関連事業者団体のコンプライアンス意識の向上を支援します。
- ④ 三重県産品において、国際水準G A Pおよび水産エコラベル等の認証取得をめざし、地域G A P推進チーム等を核に、生産者へのきめ細かな指導・助言等を行います。
- ⑤ 「みえジビエフードシステム衛生・品質管理マニュアル」の普及や「三重県版きのこ品質・衛生管理マニュアル」に基づく取組等を推進します。
- ⑥ 国際水準G A P等の認証取得の推進とそのP Rのため、レストラン等と連携したG A P食材フェア等を開催します。
- ⑦ 県内で有毒なキノコ等が販売されないよう、農産物直売所等への指導・啓発を行います。

基本的方向3 情報提供や学習機会の提供により県民の合理的な選択を促進する環境の整備

- ① 食中毒や食品に起因する健康被害の防止方法、豚コレラ等に関する正しい知識および食の安全・安心確保のための県の取組等について、ホームページやパンフレット等を活用して県民へ情報提供します。
- ② 各学校における食育の充実に向けて、市町や関係機関と連携し、食育担当や栄養教諭等を中心とした指導体制を整備するとともに、子どもたち自身が自らの食生活に関心を持ち、望ましい食習慣を形成するため「みえの地物が一番！朝食メニューコンクール」を実施し、保護者や地域への啓発を行います。
- ③ 各ライフステージにおいて県民が自ら健康的な食生活を実践できるよう、減塩や野菜摂取をはじめとした食事バランス等の普及啓発に取り組みます。

基本的方向4 多様な主体の相互理解、連携及び協働による県民運動の展開

- ① 食品衛生責任者、国際水準GAP等の認証取得を指導する指導員および三重県農薬管理指導士等の人材育成ならびに食品関連事業者および学校給食関係者等の資質向上のための講習会等を行います。
- ② 県民と食品関連事業者等が、食品衛生に関する正しい知識を共有し、相互理解を進めるため、消費者懇談会、意見交換会等を実施します。
- ③ 出前トーク等やアンケート調査の機会を利用し、県民意識の把握と県の取組への理解の醸成を図ります。
- ④ 食品関連事業者団体や教育機関など様々な主体と連携し、食の安全・安心に関する情報提供や啓発活動を推進します。
- ⑤ 食の安全・安心に関する自主的な活動を行う団体等に対し、関連情報や啓発資料等の提供、活動内容の紹介を行うことにより活動の拡大を図ります。